

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等: 平成29年12月13日現在

福島県		出荷制限	摂取制限
原乳	1市5町2村 ^{※1}		—
非球形性葉菜類 (ホウレンソウ、コマツナ等)	1市4町2村 ^{※2}		1市4町2村 ^{※2}
結球性葉菜類 (キャベツ等)			—
アブラナ科の花蕾類 (ブロッコリー、カリフラワー等)			—
カブ			—
原本木シタケ(露地栽培)	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、相馬市、南相馬市、田村市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、川俣町、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楢葉町、広野町、飯舘村、葛尾村、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)		飯館村
原本木シタケ(施設栽培)	伊達市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原本木シタケ(施設栽培)を除く。)		—
原本木ナメコ(露地栽培)	相馬市、いわき市		—
キノコ類 (野生のものに限る。)	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、会津若松市、喜多方市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、瑞穂町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、鳥羽町、只見町、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、新地町、大玉村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鶴川村、北塙原村、昭和村、川内村、葛尾村、飯舘村	南相馬市 いわき市 楢葉町	南相馬市 いわき市 楢葉町
タケノコ	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、川俣町、三春町、広野町、楢葉町、新地町、大玉村、天栄村、西郷村、川内村、葛尾村		—
ワサビ (畑において栽培されたものに限る。)	伊達市、川俣町(山木屋の区域に限る。)		—
ウド(野生のものに限る。)	須賀川市、相馬市、広野町、楢葉町、川内村、葛尾村		—
クササツ(ごごみ)	福島市、二本松市、伊達市、郡山市、田村市、相馬市、桑折町、国見町、川俣町、古殿町、三春町、広野町、楢葉町、大玉村、葛尾村		—
クササツ(ごごみ) (野生のものに限る。)	南相馬市		—
コシアブラ	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、会津若松市、喜多方市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、南会津町、広野町、新地町、大玉村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鶴川村、北塙原村、昭和村、川内村、葛尾村		—
コシアブラ(野生のものに限る。)	西会津町、只見町		—
ゼンマイ	二本松市、郡山市、須賀川市、田村市、相馬市、南相馬市、いわき市、川俣町、楢葉町、川内村、葛尾村		—
ゼンマイ(野生のものに限る。)	広野町、大玉村		—
ウバミソウ(野生のものに限る。)	須賀川市、国見町		—
タラノメ(野生のものに限る。)	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、川俣町、鏡石町、古殿町、猪苗代町、広野町、新地町、大玉村、西郷村、泉崎村、川内村、葛尾村		—
フキ	葛尾村		—
フキ(野生のものに限る。)	桑折町、楢葉町、天栄村		—
フキトウ(野生のものに限る。)	福島市、伊達市、本宮市、田村市、相馬市、南相馬市、桑折町、国見町、川俣町、広野町、楢葉町、葛尾村		—
ワラビ	伊達市、相馬市、川俣町、楢葉町、鶴川村、葛尾村		—
ワラビ(野生のものに限る。)	福島市、二本松市、喜多方市、いわき市、広野町		—
ウメ	南相馬市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字桔木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字栗部屋、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。)		—
ユズ	福島市、南相馬市		—
クリ	伊達市、南相馬市		—
キウイフルーツ	南相馬市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字桔木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字栗部屋、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。)		—
米 (平成23年産)	福島市(旧福島市及び旧小国村の区域に限る。)、二本松市(旧沢川村の区域に限る。)、伊達市(旧堀木村、旧沢沢村、旧富成村、旧掛田町、旧小国村及び旧月館町の区域に限る。)		新田川 (支流を含む。)
米 (平成24年産)	※3(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)		—
米 (平成25年産)	※4(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)		—
米 (平成26年産)	※5(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)		—
米 (平成27年産)	※6(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)		—
米 (平成28年産)	※7(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)		—
米 (平成29年産)	※8(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)		—
ヤマメ(養殖を除く。)	秋元湖、猪苗代湖、小野川湖及び磐原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。ただし、酸川(支流を含む。)を除く。)、太田川(支流を含む。)、新田川(支流を含む。)、白河川(支流を含む。)、猪苗代湖(支流を含む。)並びに福島県内の阿武隈川(支流を含む。)		—
ウグイ	秋元湖、小野川湖及び磐原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、長瀬川(支流を含む。)、酸川(支流を含む。)、阿賀川(支流を含む。)、阿賀川のうち大川ダムの下流(支流を含む。)、長瀬川(支流)との合流点から上流の部分に限る。)、真野川(支流を含む。)並びに福島県内の阿武隈川(支流を含む。)		—
ウナギ	福島県内の阿武隈川(支流を含む。)		—
アユ(養殖を除く。)	真野川(支流を含む。)、新田川(支流を含む。)及び福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。)		—
イワナ(養殖を除く。)	秋元湖、小野川湖及び磐原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、阿賀川(支流を含む。)、長瀬川(支流)との合流点から上流の部分に限る。)並びに福島県内の阿武隈川(支流を含む。)		—
コイ(養殖を除く。)	秋元湖、小野川湖及び磐原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、阿賀川(支流を含む。)、阿賀川のうち大川ダムの下流(支流を含む。)、長瀬川(支流)との合流点から上流の部分に限る。)ただし、東京電力株式会社金川発電所の上流及び片門ダムの上流を除く。)、長瀬川(支流)との合流点から上流の部分に限る。)、真野川(支流を含む。)並びに福島県内の阿武隈川(支流を含む。)		—
フナ(養殖を除く。)	秋元湖、小野川湖及び磐原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、阿賀川(支流を含む。)、阿賀川のうち大川ダムの下流(支流を含む。)、長瀬川(支流)との合流点から上流の部分に限る。)ただし、東京電力株式会社金川発電所の上流及び片門ダムの上流を除く。)、長瀬川(支流)との合流点から上流の部分に限る。)、真野川(支流を含む。)並びに福島県内の阿武隈川(支流を含む。)		—
水産物10種 ^{※9}	最大高潮時海岸線上宮城県福島県境の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縫線、最大高潮時海岸線上福島茨城県境の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線		—
牛の肉 ^{※10}	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。		—
イノシシの肉	全域		6市10町4村 ^{※11}
カルガモの肉	全域		—
キジの肉	全域		—
クマの肉	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、会津若松市、喜多方市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、瑞穂町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鶴川村、北塙原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村		—
ノウサギの肉	全域		—
ヤマドリの肉	全域		—

*1 南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、川俣町(山木屋の区域に限る。)、川俣町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、飯館村

*2 南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、富岡町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、大熊町(平成24年1月30日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、双葉町、浪江町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、大玉村、天栄村(平成24年1月30日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)及び飯館村(平成24年1月30日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)

*3 福島県農林水産省、柏葉町(福島第一原子力発電から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、内川村(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル以上30キロメートル以内の区域を除く。)、市内福島第一原子力発電所から半径20キロメートル以内の区域を除く。)、二本松市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル以内の区域を除く。)及び柏葉町(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル以内の区域を除く。)、原町村(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル以内の区域を除く。)、原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字栗部屋、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。)

*4 福島県農林水産省、柏葉町(福島第一原子力発電から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、内川村(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル以上30キロメートル以内の区域を除く。)、市内福島第一原子力発電所から半径20キロメートル以内の区域を除く。)、二本松市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル以内の区域を除く。)及び柏葉町(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル以内の区域を除く。)、原町村(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル以内の区域を除く。)、原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字栗部屋、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。)

*5 福島県農林水産省、柏葉町(平成24年1月30日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、内川村(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル以上30キロメートル以内の区域を除く。)、市内福島第一原子力発電所から半径20キロメートル以内の区域を除く。)、二本松市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル以内の区域を除く。)及び柏葉町(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル以内の区域を除く。)、原町村(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル以内の区域を除く。)、原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字栗部屋、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。)

*6 福島県農林水産省、柏葉町(平成24年1月30日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、内川村(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル以上30キロメートル以内の区域を除く。)、市内福島第一原子力発電所から半径20キロメートル以内の区域を除く。)、二本松市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル以内の区域を除く。)及び柏葉町(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル以内の区域を除く。)、原町村(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル以内の区域を除く。)、原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字栗部屋、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。)

*7 福島県農林水産省、柏葉町(平成24年1月30日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、内川村(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル以上30キロメートル以内の区域を除く。)、市内福島第一原子力発電所から半径20キロメートル以内の区域を除く。)、二本松市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル以内の区域を除く。)及び柏葉町(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル以内の区域を除く。)、原町村(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル以内の区域を除く。)、原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字栗部屋、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。)

*8 福島県農林水産省、柏葉町(平成24年1月30日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、内川村(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル以上30キロメートル以内の区域を除く。)、市内福島第一原子力発電所から半径20キロメートル以内の区域を除く。)、二本松市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル以内の区域を除く。)及び柏葉町(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル以内の区域を除く。)、原町村(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル以内の区域を除く。)、原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字栗部屋、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。)

*9 ラタトキ、カサゴ、キツネメババル、クロダイ、サクラマス、シメバカル、ズスキ、スマグレイ、ムラソイ、ビノスガ

*10 当県県において網走されている牛について、県外への移動(12月未満の牛のものも含む。)及び畜場への出荷を差し控えるよう要請

*11 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、相馬市、南相馬市、桑折町、国見町、川俣町、広野町、双葉町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鶴川村、北塙原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等:平成29年12月13日現在

青森県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	青森市、十和田市、鰺ヶ沢町、階上町(ナラタケを除く。)
岩手県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	平泉町 大船渡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ヶ崎町、住田町、大槌町、山田町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	原木クリタケ(露地栽培)	一関市、奥州市
	原木ナメコ(露地栽培)	一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市
	キノコ類(野生のものに限る。)	大船渡市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ヶ崎町、平泉町、住田町
	タケノコ	一関市、陸前高田市(旧矢作村、旧横田村の区域に限る。)、奥州市
	コシアブラ	盛岡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、釜石市、奥州市、住田町
	ゼンマイ	一関市、奥州市、住田町
	セリ(野生のものに限る。)	奥州市
	ワラビ(野生のものに限る。)	一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、平泉町
水産物	クロダイ	最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	イワナ(養殖を除く。)	砂鉄川(支流を含む。)
肉	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	シカの肉	全域
	クマの肉	全域
	ヤマドリの肉	全域
宮城県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	石巻市、白石市、名取市、角田市、東松島市、蔵王町、村田町、丸森町、富谷市 仙台市、氣仙沼市、登米市、栗原市、大崎市、川崎町、大和町、大衡村、色麻町、加美町、南三陸町、七ヶ宿町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	キノコ類(野生のものに限る。)	仙台市、栗原市、大崎市、村田町
	タケノコ	栗原市(旧築館町、旧志波姫町、旧高清水町、及び旧瀬峰町及び旧若柳町の区域を除く。)、大崎市(旧三本木町の区域に限る。)、丸森町(旧耕野村、旧丸森町及び旧小斎村の区域を除く。)
	クサソテツ(こごみ)	栗原市
	コシアブラ	氣仙沼市、登米市、栗原市、大崎市、七ヶ宿町、大和町、南三陸町
	ゼンマイ	氣仙沼市、大崎市、丸森町
	タラノメ(野生のものに限る。)	氣仙沼市、栗原市、大崎市
水産物	クロダイ	最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	イワナ(養殖を除く。)	一迫川のうち花山ダムの上流(支流を含む。)、江合川のうち鳴子ダムの上流(支流を含む。)、基石川のうち釜房ダムの上流(支流を含む。)、三迫川のうち栗駒ダムの上流(支流を含む。)、名取川のうち秋保大滝の上流(支流を含む。)、二迫川のうち荒砥沢ダムの上流(支流を含む。)、広瀬川(支流を含む。)及び松川(支流を含む。)ただし、鶴川及びその支流並びに瀧川4号堰堤の上流を除く。)
	アユ(養殖を除く。)	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。ただし、白石川の白幡堰堤より上流、五福谷川、内川の合流地点より上流及び雄子尾川の金栄橋より上流水域を除く。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	白石川(支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)
	ウグイ	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)及び同県内の北上川(支流を含む。)
肉	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	イノシシの肉	全域
	クマの肉	全域
	シカの肉	全域
山形県		出荷制限
肉	クマの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるクマの肉を除く。
茨城県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	行方市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く) 土浦市、ひたちなか市、守谷市、常陸大宮市、那珂市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、阿見町
	原木シイタケ(施設栽培)	土浦市、鉾田市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く) 茨城町
	タケノコ	北茨城市、鉾田市、大洗町
	コシアブラ(野生のものに限る。)	日立市、常陸太田市、常陸大宮市
水産物	アメリカナマズ(養殖を除く。)	霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川並びに常陸利根川
	ウナギ	茨城県内の利根川のうち境大橋の下流(支流を含む。ただし、霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川並びに常陸利根川を除く。)
肉	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。

*当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く。)及び畜場への出荷を差し控えるよう要請

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等:平成29年12月13日現在

栃木県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	足利市、矢板市、那須塩原市、上三川町、壬生町、塩谷町、高根沢町、那須町 宇都宮市、栃木市(旧岩舟町の区域を除く。)、日光市、真岡市、大田原市、那須烏山市、茂木町、市貝町、芳賀町、那珂川町、鹿沼市、さくら市、益子町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	原木シイタケ(施設栽培)	鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、芳賀町、壬生町、那須町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く。)
	原木クリタケ(露地栽培)	宇都宮市、足利市、佐野市、鹿沼市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、塩谷町、高根沢町
	原木ナメコ(露地栽培)	佐野市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、壬生町、那須町、那珂川町
	キノコ類(野生のものに限る。)	鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、益子町、茂木町、塩谷町、那須町、那珂川町
	タケノコ	日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須町
	クサソテツ(こごみ)(野生のものに限る。)	大田原市、那須塩原市、那須町
	コシアブラ(野生のものに限る。)	宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、茂木町、市貝町、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町
	サンショウ(野生のものに限る。)	宇都宮市、日光市、大田原市、那須塩原市
	ゼンマイ(野生のものに限る。)	鹿沼市、日光市、那須町
	タラノメ(野生のものに限る。)	宇都宮市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、市貝町、塩谷町、那須町
	ワラビ(野生のものに限る。)	宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市
	クリ	那須町
肉	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。
	シカの肉	全域
群馬県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	沼田市、安中市、長野原町、東吾妻町、みなかみ町、嬬恋村、高山村
水産物	イワナ(養殖を除く。)	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)及び薄根川(支流を含む。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)
肉	イノシシの肉	全域
	ケマの肉	全域
	シカの肉	全域
	ヤマドリの肉	全域
埼玉県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町
千葉県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	流山市、八千代市、我孫子市、白井市 千葉市、佐倉市、君津市、富津市、印西市、山武市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	原木シイタケ(施設栽培)	君津市、富津市、山武市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く。)
	ギンブナ	手賀沼及び手賀沼に流入する河川(支流を含む。)並びに手賀川(支流を含む。)
水産物	コイ	手賀沼及び手賀沼に流入する河川(支流を含む。)並びに手賀川(支流を含む。)
	ウナギ	千葉県内の利根川のうち境大橋の下流(支流を含む。)ただし、印旛排水機場及び印旛水門の上流、両総用水第一揚水場の下流、八筋川、与田浦並びに与田浦川を除く。)
肉	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。
新潟県		出荷制限
野菜類	コシアブラ(野生のものに限る。)	魚沼市及び津南町
肉	クマの肉	全域(佐渡市及び粟島浦村を除く。)
山梨県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	富士吉田市、富士河口湖町、鳴沢村
長野県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	軽井沢町、御代田町 小諸市、佐久市、小海町、佐久穂町、南牧村(マツタケを除く。)
	コシアブラ	長野市、中野市、軽井沢町、木島平村、野沢温泉村
肉	シカの肉	軽井沢町 富士見町(ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるシカの肉を除く。)
静岡県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、小山町

*当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く。)及び畜舎への出荷を差し控えるよう要請

福島県	出荷制限
クサンツツ(こごみ)	H28.5.~: 福島市、桑折町 H24.5.~: 福島市、伊達市、郡山市、三春町 H24.5.2~: 川俣町 H24.5.7~: 田村市、古川町 H24.5.10~: 二本松市、大玉村 H28.5.20~: 那須町 H28.5.14~: 霞浦町、喜多方 H27.5.19~: 広野町
クサンツツ(こごみ) (野生のものに限る。)	H26.4.24~H29.1解除: 会津美里町 H27.4.30~: 南相馬市
コシアブラ	H24.5.~: 福島市、二本松市 H24.6.7~: 那須町、白河市、喜多方市、会津若松市、猪苗代町、猪町 H24.5.10~: 伊達市、鹽谷町、大郷町、郡山市、下郷町、大玉村、西郷村、飯川村 H24.5.14~: 霞宮町、いわき市、川棚町、石川町、天栄村 H24.5.17~: 鹿折町、猪苗代町 H28.5.7~: 鶴来町、北塙原村 H28.5.14~: 喜多方 H28.5.20~: 三島町、川内村 H28.5.22~: 遠川町、阿賀町 H28.5.26~: 本宮市、田村市、小野町、矢吹町、会津坂下町、玉川村、平田村、中島村 H28.5.29~: 三春町 H28.5.3~: 会津松前町、鏡石町 H28.5.10~: 金山町 H28.5.15~: 雨晴町
コシアブラ (野生のものに限る。)	H28.4.26~: 西会津町 H28.5.6~: 只見町
ゼンマイ	H24.5.2~: いわき市、二本松市 H24.5.10~: 福島市 H24.5.24~: 郡山市 H28.5.14~: 霞浦町、喜多方 H28.5.16~: 霞宮町 H28.5.20~: 川内村 H28.5.10~: 那須町 H27.5.11~: 田村市
ゼンマイ (野生のものに限る。)	H28.5.14~: 広野町、大玉村
ウワミソウ (野生のものに限る。)	H25.5.24~: 霞宮町、郡山市
肝足虫 カラノメ (野生のものに限る。)	H24.6.1~: いわき市、猪苗代町、伊達市、桑折町 H24.6.5~: 福島市、喜多方市、猪苗代町、猪町 H24.6.10~: 大玉村、西郷村 H24.6.14~: 川俣町 H28.4.26~: 南相馬市 H28.5.14~: 広野町、霞ヶ村、喜多方 H28.5.16~: 二本松市、吉田町、喜多方 H28.5.20~: 川内村 H28.5.26~: 本宮市、霞ヶ村 H28.5.3~: 鏡石町 H28.5.10~: 田村市 H28.5.14~: 鶴来町 H27.5.5~: 喜多方 H28.5.16~: 猪苗代町 H28.5.18~: 霞浦町、猪苗代町 H28.5.20~: 天栄村 H24.4.4~: 福島市、川棚町、田村市、福島市、広野町 H24.4.10~: 伊達市、郡山市、喜多方 H28.4.11~: 霞浦町、喜多方 H27.4.26~: 南相馬市 H28.5.10~: 伊達市 H28.5.15~: 猪苗代町 H28.5.16~: 喜多方 H28.5.17~: 川内村 H28.5.18~: 二本松市、吉田町、喜多方 H28.5.19~: 镜石町 H28.5.20~: 田村市 H28.5.21~: 猪苗代町 H28.5.22~: 霞浦町 H28.5.23~: 喜多方 H28.5.24~: 本宮市 H28.5.25~: 霞ヶ村 H28.5.26~: 伊達市 H28.5.27~: 猪苗代町 H28.5.28~: 喜多方 H28.5.29~: 二本松市 H28.5.30~: 府中町 H23.8.2~H25.10.1解除: 福島市、伊達市、桑折町 H23.8.2~H25.10.1解除: 福島市、喜多方市、猪苗代町、郡山市、郡山市高倉字七曲、郡山市高倉字木森、郡山市高倉字五合 H23.8.6~H27.8.19解除: 南相馬市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋紳、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字五台山、原町区馬場字三井、原町区馬場字栗原紳、原町区片吉字行津及び原町区大新字和田城の区域を除く。) H24.6.6~H25.10.21解除: 国見町 H23.6.6~H24.7.11解除: 相馬市 H23.8.2~H25.10.29解除: 福島市、喜多方市 H24.1.10~H27.1.29解除: いわき市 H23.3.21~H23.3.17解除: 桑折町 H23.10.14~H23.2.1解除: 伊達市 H23.8.20~: 伊達市、南相馬市 H24.9.26~H27.12.30解除: 二本松市 H24.10.12~H26.11.17解除: いわき市 H23.12.9~H25.12.25解除: 南相馬市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字七曲、原町区高倉字木森、原町区高倉字五合 山、原町区高倉字栗原紳、原町区片吉字行津及び原町区大新字和田城の区域を除く。) H23.12.9~H25.12.25解除: 南相馬市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字七曲、原町区高倉字木森、原町区高倉字五合 山、原町区高倉字栗原紳、原町区片吉字行津及び原町区大新字和田城の区域を除く。) H23.12.9~H25.12.25解除: 福島市(旧大里山村の区域に限る。) H24.11.15~H25.11.7解除: 南相馬市(旧石井村の区域に限る。) H24.12.25~H26.3.13解除: 須賀川市(旧長沼町の区域に限る。) H25.1.4~H26.3.13解除: 岩谷村(旧高野村の区域に限る。) H25.1.4~H25.8.9解除: 二本松市(旧小野村及び旧川村の区域に限る。)、大玉村(旧井村の区域に限る。) H25.1.4~H25.10.7解除: 桑折町(旧伊連崎村の区域に限る。) H25.2.1~H25.7.10解除: 福島市(旧立子山村の区域に限る。) H25.3.5~H25.7.10解除: 福島市(旧佐倉村及び旧水保村の区域に限る。) H25.3.25~H25.7.10解除: 福島市(旧庭塚村の区域に限る。) H25.1.4~H25.5.17解除: 本宮市(旧和木沢村(白沢村)の区域に限る。) H25.12.18~H26.6.7解除: 南相馬市(旧太田村の区域に限る。) H26.12.17~H27.6.23解除: 本宮市(旧白岩村に限る。) H26.12.17~H28.3.25解除: 大玉村(旧大山村に限る。) H28.1.17~: 福島市(田村町の区域に限る。) H28.1.29~: 霞浦市(田村町及び田村町の区域に限る。) H23.12.26~: 二本松市(吉田郷川村の区域に限る。) H23.12.26~: 伊達市(田村町及び田村町の区域に限る。) H28.1.19~: 伊達市(田村町の区域に限る。) H24.1.4~: 伊達市(田村町の区域に限る。)
大豆 米(平成23年度)	H25.1.4~H25.3.13解除: 福島市(旧大里山村の区域に限る。) H27.10.23解除: 福島市(旧石井村の区域に限る。) H24.11.15~H25.11.7解除: 南相馬市(旧石井村の区域に限る。) H24.12.25~H26.3.13解除: 須賀川市(旧長沼町の区域に限る。) H25.1.4~H26.3.13解除: 岩谷村(旧高野村の区域に限る。) H25.1.4~H25.10.7解除: 二本松市(旧小野村及び旧川村の区域に限る。)、大玉村(旧井村の区域に限る。) H25.1.4~H25.5.17解除: 桑折町(旧伊連崎村の区域に限る。) H25.2.1~H25.7.10解除: 福島市(旧立子山村の区域に限る。) H25.3.5~H25.7.10解除: 福島市(旧佐倉村及び旧水保村の区域に限る。) H25.3.25~H25.7.10解除: 福島市(旧庭塚村の区域に限る。) H25.1.4~H25.5.17解除: 本宮市(旧和木沢村(白沢村)の区域に限る。) H25.12.18~H26.6.7解除: 南相馬市(旧太田村の区域に限る。) H26.12.17~H27.6.23解除: 本宮市(旧白岩村に限る。) H26.12.17~H28.3.25解除: 大玉村(旧大山村に限る。) H28.1.17~: 福島市(田村町の区域に限る。) H28.1.29~: 霞浦市(田村町及び田村町の区域に限る。) H23.12.26~: 二本松市(吉田郷川村の区域に限る。) H23.12.26~: 伊達市(田村町及び田村町の区域に限る。) H28.1.19~: 伊達市(田村町の区域に限る。) H24.1.4~: 伊達市(田村町の区域に限る。)

※■の箇所は、出荷制限の対象。

青森県		出荷制限
農産物 キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.28~:十和田市、南上市:(カラタケを除く。)	
	H24.10.28~H27.11.20解禁:十和田市(カラタケに限る。)	
	H24.10.28~:黒石市:(カラタケを除く。)	
	H24.10.30~H27.11.20解禁:青森市(カラタケに限る。)	
水産物 マダラ	H26.10.1~H27.11.20解禁:鶴ヶ沢町(カラタケに限る。)	
	H26.10.26~H29.3.1解禁:鶴ヶ沢町(カラタケに限る。)	青森県普通灰岩灯台と北海道函館市恵山灯台とを結ぶ線、同線の中心点の正東の線、北海道えもん町襟裳岬灯台の正南の線、最大高潮時海岸線と青森市由田川原野の正東の線及び青森県最大高潮時海岸線で囲まれた地域
岩手県		出荷制限
タケノコ	H24.8.31~:一関市、奥州市	
	H24.8.31~:蘆野高瀬市(下記の地域を除く。)	
	H25.1.30~H28.2.29解禁:蘆野高瀬市(旧仙台町、旧庄内町、旧高田町、旧大村町、旧竹野町及び旧米郷町の区域に限る。)	
	H24.11.2~:一関市、奥州市	
原木クリタケ(露地栽培)	H24.11.9~H27.10~解禁:蘆野高瀬市、佐田野町:(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木クリタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。)	
	H24.11.9~H27.10~解禁:大船渡市、蘆野高瀬市、佐田野町:(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木クリタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。)	
	H24.11.2~:平泉町	
	H24.11.2~:蘆野高瀬市、一関市、大船渡市:(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木クリタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。)	
原木シタケ(露地栽培)	H24.11.2~:蘆野高瀬市、金石町:(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。)	
	H24.11.2~:蘆野高瀬市、北上市、山内町:(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。)	
	H24.11.7~H27.1.10~解禁:蘆野高瀬市:(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。)	
	H24.11.7~H27.7.17~解禁:金ケ崎町:(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。)	
期間		
原木ナメコ(露地栽培)	H24.10.16~H29.10.24~解禁:大船渡市:(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木ナメコ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。)	
	H24.10.25~:蘆野高瀬市	
	H24.11.3~:一関市、奥州市	
	H24.10.11~:二戸町、蘆野高瀬市、平泉町	
野菜類 キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.8~:蘆野高瀬市、金石町	
	H24.10.8~:大船渡市、金石町	
	H24.10.8~:金石町	
	H24.10.8~:佐田野町	
コシアブラ	H24.5.10~:蘆野高瀬市、花巻市	
	H24.5.14~:蘆野高瀬市	
	H24.5.15~:金石町	
	H24.5.16~:佐田野町	
セリ(野生のものに限る。)	H24.5.16~H27.12.21解禁:一関市	
	H24.5.16~:一関市、奥州市	
	H24.5.16~:佐田野町	
	H24.5.16~:蘆野高瀬市	
ワラビ(野生のものに限る。)	H24.5.17~:一関市	
	H24.5.17~:平泉町	
	H24.5.17~:蘆野高瀬市	
	H24.5.17~:北上市	
ズブ類 大豆	H25.1.4~H25.2.4~解禁:一関市:(旧岩手水系の区域に限る。)	
	H25.1.13~H26.5.11解禁:一関市:(旧岩手水系の区域に限る。)	
	H24.11.20~H27.1.20解禁:最大高潮時海岸線上から由田川原野の正東の線、我が国特他の經濟水域の外線経、最大高潮時海岸線上宮城福島由田川原野の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
	H24.11.16~H27.1.20解禁:最大高潮時海岸線上から由田川原野の正東の線、我が国特他の經濟水域の外線経、最大高潮時海岸線上宮城福島由田川原野の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
穀類 ソバ	H24.11.20~H27.1.20解禁:最大高潮時海岸線上から由田川原野の正東の線、我が国特他の經濟水域の外線経、最大高潮時海岸線上宮城福島由田川原野の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
	H24.11.20~H27.1.20解禁:最大高潮時海岸線上から由田川原野の正東の線、我が国特他の經濟水域の外線経、最大高潮時海岸線上宮城福島由田川原野の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
	H24.11.20~H27.1.20解禁:最大高潮時海岸線上から由田川原野の正東の線、我が国特他の經濟水域の外線経、最大高潮時海岸線上宮城福島由田川原野の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
	H24.11.20~H27.1.20解禁:最大高潮時海岸線上から由田川原野の正東の線、我が国特他の經濟水域の外線経、最大高潮時海岸線上宮城福島由田川原野の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
水産物 マダラ	H24.5.2~H27.1.17解禁:最大高潮時海岸線上から由田川原野の正東の線、我が国特他の經濟水域の外線経、最大高潮時海岸線上宮城福島由田川原野の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
	H24.5.2~H27.1.17解禁:最大高潮時海岸線上から由田川原野の正東の線、我が国特他の經濟水域の外線経、最大高潮時海岸線上宮城福島由田川原野の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
	H24.5.2~H27.1.17解禁:最大高潮時海岸線上から由田川原野の正東の線、我が国特他の經濟水域の外線経、最大高潮時海岸線上宮城福島由田川原野の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
	H24.5.2~H27.1.17解禁:最大高潮時海岸線上から由田川原野の正東の線、我が国特他の經濟水域の外線経、最大高潮時海岸線上宮城福島由田川原野の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
ヒラメ	H24.8.4~H29.3.09解禁:最大高潮時海岸線上から由田川原野の正東の線、我が国特他の經濟水域の外線経、最大高潮時海岸線上宮城福島由田川原野の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
	H24.8.8~H27.3.09解禁:磐井川(支流を含む。)	
	H24.5.11~H27.3.10解禁:磐井川(支流を含む。)	
	H24.5.11~H27.3.11解禁:磐井川(支流を含む。)	
イワカ(養殖を除く。)	H24.8.8~H27.3.09解禁:磐井川(支流を含む。)	
	H24.8.8~H27.3.09解禁:磐井川(支流を含む。)	
	H24.8.8~H27.3.10解禁:磐井川(支流を含む。)	
	H24.8.8~H27.3.11解禁:磐井川(支流を含む。)	
ウダイ	H24.5.11~H27.3.11解禁:磐井川(支流を含む。)	
	H24.5.11~H27.3.12解禁:磐井川(支流を含む。)	
	H24.5.11~H27.3.13解禁:磐井川(支流を含む。)	
	H24.5.11~H27.3.14解禁:磐井川(支流を含む。)	
牛の肉 牛の肉	H23.8.1~H23.8.25~解禁:金城:(県の定める出荷先に限る。)・検査方針に基づき管理される牛を除く。)	
	クワガタ肉	H24.4.10~:金城
	シカの肉	H24.7.28~:金城
	ヤマツの肉	H24.10.22~:金城
宮城県		出荷制限
タケノコ	H24.5.1~H27.4.24解禁:白石市	
	H24.5.1~:白石市、(下記の区域を除く。)	
	H24.5.1~:白石市、丸森町:(下記の区域に限る。)	
	H24.5.1~:白石市、(由田川原野の区域に限る。)	
原木シタケ(露地栽培)	H24.5.6~:蘆野高瀬市:(下記の区域を除く。)	
	H24.5.6~:大船渡市:(下記の区域を除く。)	
	H24.5.6~:大船渡市、蘆野高瀬市:(下記の区域に限る。)	
	H24.5.6~:大船渡市、蘆野高瀬市:(由田川原野の区域に限る。)	
野菜類	H24.5.7~:大船渡市:(下記の区域を除く。)	
	H24.5.7~:大船渡市、角田町	
	H24.5.7~:大船渡市、丸森町	
	H24.5.7~:大船渡市、鹿島町	
原木シタケ(露地栽培)	H24.5.11~H27.5.23~解禁:蘆野高瀬市:(下記の区域を除く。)	
	H24.5.11~H27.5.23~解禁:大船渡市:(下記の区域を除く。)	
	H24.5.11~H27.5.23~解禁:大船渡市、蘆野高瀬市:(下記の区域に限る。)	
	H24.5.11~H27.5.23~解禁:大船渡市、蘆野高瀬市:(由田川原野の区域に限る。)	
野菜類	H24.5.12~:大船渡市:(下記の区域を除く。)	
	H24.5.12~:大船渡市、蘆野高瀬市	
	H24.5.12~:大船渡市、鹿島町	
	H24.5.12~:大船渡市、丸森町	
キノコ類(野生のものに限る。)	H24.5.13~:大船渡市:(下記の区域を除く。)	
	H24.5.13~:大船渡市、野蒜町	
	H24.5.13~:大船渡市、丸森町	
	H24.5.13~:大船渡市、鹿島町	
クサソツツ(二ごみ)	H24.4.27~H27.6.22~解禁:大崎市	
	H24.5.2~H27.2.25解禁:加美町	
	H24.5.2~H27.2.24解禁:気仙沼市	
	H24.5.2~H27.2.25解禁:氣仙沼市	
コシアブラ	H24.5.7~:東松島市、栗原市	
	H24.5.7~:東松島市、大崎市	
	H24.5.7~:東松島市、三岸町	
	H24.5.7~:東松島市、七ヶ浜町	
ゼンマイ	H24.5.1~:黒川南町、丸森町	
	H24.5.1~:黒川南町、大崎市	
	H24.5.1~:黒川南町、大崎市:(由田川原野の区域に限る。)	
	H24.5.1~:黒川南町、大崎市:(由田川原野の区域に限る。)	
タラメ(野生のものに限る。)	H24.5.1~:大崎市:(由田川原野の区域に限る。)	
	H24.5.1~:大崎市、栗原市	
	H24.5.1~:大崎市、東松島市	
	H24.5.1~:大崎市、東松島市:(由田川原野の区域に限る。)	
ズブ類 大豆	H25.1.4~H25.1.31~解禁:栗原市:(由田川村の区域に限る。)	
	H25.1.19~H28.1.18解禁:栗原市:(由田川村の区域に限る。)	
	H24.11.16~H28.1.17解禁:栗原市:(由田川村の区域に限る。)	
	H24.11.14~H28.1.15解禁:大崎市:(由田川村の区域に限る。)	
穀類 ソバ	H24.4.28~:宮城県石巻市金山山頂上から正東の線、我が国特他の經濟水域の外線経、最大高潮時海岸線上宮城福島石巻市金山山頂上から正西に引いた同市社屋半島最長の海岸線で囲まれた範囲	
	H24.4.28~:宮城県石巻市金山山頂上から正東の線、我が国特他の經濟水域の外線経、最大高潮時海岸線上宮城福島石巻市金山山頂上から正西に引いた同市社屋半島最長の海岸線で囲まれた範囲	
	H24.4.28~:宮城県石巻市金山山頂上から正東の線、我が国特他の經濟水域の外線経、最大高潮時海岸線上宮城福島石巻市金山山頂上から正西に引いた同市社屋半島最長の海岸線で囲まれた範囲	
	H24.4.28~:宮城県石巻市金山山頂上から正東の線、我が国特他の經濟水域の外線経、最大高潮時海岸線上宮城福島石巻市金山山頂上から正西に引いた同市社屋半島最長の海岸線で囲まれた範囲	
スズキ	H24.4.28~:宮城県石巻市金山山頂上から正東の線、我が国特他の經濟水域の外線経、最大高潮時海岸線上宮城福島石巻市金山山頂上から正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金山山頂上から正西に引いた同市社屋半島最長の海岸線で囲まれた範囲	
	H24.4.28~:宮城県石巻市金山山頂上から正東の線、我が国特他の經濟水域の外線経、最大高潮時海岸線上宮城福島石巻市金山山頂上から正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金山山頂上から正西に引いた同市社屋半島最長の海岸線で囲まれた範囲	
	H24.4.28~:宮城県石巻市金山山頂上から正東の線、我が国特他の經濟水域の外線経、最大高潮時海岸線上宮城福島石巻市金山山頂上から正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金山山頂上から正西に引いた同市社屋半島最長の海岸線で囲まれた範囲	
	H24.4.28~:宮城県石巻市金山山頂上から正東の線、我が国特他の經濟水域の外線経、最大高潮時海岸線上宮城福島石巻市金山山頂上から正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金山山頂上から正西に引いた同市社屋半島最長の海岸線で囲まれた範囲	
ヒラメ	H24.5.3~H27.4.1解禁:宮城県(由田川原野の区域に限る。)	
	H25.6.4~H29.3.30解禁:宮城県(由田川原野の区域に限る。)	
	H25.6.4~H29.3.27解禁:宮城県(由田川原野の区域に限る。)	
	H25.6.4~H29.3.28解禁:宮城県(由田川原野の区域に限る。)	
マダラ	H24.5.2~H24.8.30解禁:マダラ:(1kgの重量が1.0kgグラム未満のもの)	
	H24.5.2~H24.8.31解禁:マダラ:(1kgの重量が1.0kgグラム未満のもの)	
	H24.5.2~H24.8.32解禁:宮城県(由田川原野の区域に限る。)	
	H24.5.2~H24.8.33解禁:宮城県(由田川原野の区域に限る。)	
ヒガングフ	H24.5.2~H26.2.18解禁:宮城県(由田川原野の区域に限る。)	
	H24.5.2~H26.2.19解禁:宮城県(由田川原野の区域に限る。)	
	H24.5.2~H26.2.20解禁:宮城県(由田川原野の区域に限る。)	
	H24.5.2~H26.2.21解禁:宮城県(由田川原野の区域に限る。)	
アユ(養殖を除く。)	H25.6.27~H25.12.25解禁:宮城県(由田川原野の区域に限る。)	
	H25.6.27~H25.12.26解禁:宮城県(由田川原野の区域に限る。)	
	H25.6.27~H25.12.27解禁:宮城県(由田川原野の区域に限る。)	
	H25.6.27~H25.12.28解禁:宮城県(由田川原野の区域に限る。)	
ヤマメ(養殖を除く。)	H24.4.20~H27.3.09解禁:宮城県(由田川原野の区域に限る。)	
	H24.4.20~H27.3.10解禁:宮城県(由田川原野の区域に限る。)	
	H24.4.20~H27.3.11解禁:宮城県(由田川原野の区域に限る。)	
	H24.4.20~H27.3.12解禁:宮城県(由田川原野の区域に限る。)	
ウダイ	H24.4.20~H27.3.13解禁:宮城県(由田川原野の区域に限る。)	
	H24.4.20~H27.3.14解禁:宮城県(由田川原野の区域に限る。)	
	H24.4.20~H27.3.15解禁:宮城県(由田川原野の区域に限る。)	
	H24.4.20~H27.3.16解禁:宮城県(由田川原野の区域に限る。)	
牛の肉 牛の肉	H26.7.29~H26.8.13~解禁:金城:(出荷の地や出荷の方法に基づき管理される牛を除く。)	
	H26.7.29~H26.8.14~解禁:金城:(出荷の地や出荷の方法に基づき管理される牛を除く。)	
	H26.7.29~H26.8.15~解禁:金城:(出荷の地や出荷の方法に基づき管理される牛を除く。)	
	H26.7.29~H26.8.16~解禁:金城:(出荷の地や出荷の方法に基づき管理される牛を除く。)	
イノシの肉	H24.5.2~:金城	
	H24.5.2~:金城、大崎市	
	H24.5.2~:金城、山内町	
	H24.5.2~:金城(由田川原野の区域に限る。)	
クワガタの肉	H24.5.2~:金城	
	H24.5.2~:金城、大崎市	
	H24.5.2~:金城、山内町	
	H24.5.2~:金城(由田川原野の区域に限る。)	
シカの肉	H24.5.2~:金城	
	H24.5.2~:金城、大崎市	
	H24.5.2~:金城、山内町	
	H24.5.2~:金城(由田川原野の区域に限る。)	

※()の箇所は、出荷制限の対象

都木県		出荷制限
水産物	ヤマメ(養殖を除く。)	H24.8.10～H25.1.23解禁：都木県内の鹿島漁港のうち日光市足尾町内の区域(支流を含む)、ただし、鹿串川との合流点から下流の部分に限り。)
	イワナ(養殖を除く。)	H24.8.20～H25.1.17解禁：都木県内の鹿島漁港のうち日光市足尾町内の区域(支流を含む。)
		H25.8.30～H27.2.23解禁：都木県内の鹿島漁港のうち日光市足尾町内の区域(支流を含む。)
	ウグイ(養殖を除く。)	H24.5.7～H24.9.28解禁：大芦川(支流を含む)、ただし、荒井川及びその支流を除く。)
		H24.3.30～H24.12.23解禁：武茂川(支流を含む。)及び都木県内の那珂川のうち武茂川との合流点の上流(支流を含む)、ただし、雄勝ダムの上流及びその支流を除く。)
肉	牛の肉	H23.8.2～H23.8.25～解禁：金城(県の定める出荷・検査方針に基づき審査される牛の肉除く。)
	イノシシの肉	H23.8.2～H23.8.25～解禁：金城(県の定める出荷・検査方針に基づき審査されるイノシシの肉を除く。)
	シカの肉	H23.7.8～H24.6.1解禁：都木市
その他	茶	H23.8.2～H23.2.26解禁：大田原市 H23.8.2～H25.3.1解禁：鹿沼市
群馬県		出荷制限
水産物	カワスイバワ	H23.3.21～4.8解禁：全境
	カキナ	H23.3.21～4.8解禁：全境
農産物	キノコ類(野生のものに限り。)	H24.8.2～H24.9.28解禁：高崎市、高畠町、館林市 H24.10.1～H25.1.23解禁：高崎市 H24.10.1～H25.1.23解禁：安中市 H24.10.2～H25.1.23解禁：高崎市 H24.11.1～H25.1.23解禁：みなかみ町
水産物	ヤマメ(養殖を除く。)	H24.4.27～H24.11.9解禁：渋川市(支流を含む。) H24.4.27～H25.4.25解禁：小中川(支流を含む。)及び桃ノ木川(支流を含む。)
	イワナ(養殖を除く。)	H24.6.8～H25.1.23解禁：菅原川(支流を含む。)及び都木川(支流を含む。)
肉	イノシシの肉	H24.10.10～金城
	クマの肉	H24.10.10～金城
	シカの肉	H24.11.14～金城
	ヤマトリの肉	H24.11.29～金城
その他	茶	H23.6.30～H24.2.28解禁：高崎市 H23.6.30～H25.6.26解禁：渋川市
埼玉県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限り。)	H24.10.18～：奥利根町、曾我町 H24.10.25～：と寄せヶ丘町 H24.11.5～：越山町
千葉県		出荷制限
水産物	ホウズンシワ	H23.4.4～4.22解禁：旭市、香取市、多古町
	シムラチ、モクランサイ、サンデュ	H23.4.4～4.22解禁：旭市
	ハゼリ	H23.4.4～4.22解禁：旭市
農産物	セリルー	H24.5.5～H25.10.23解禁：市原市、木更津市 H24.6.8～H28.1.14解禁：夷隅町 H24.6.8～H28.9.21解禁：我孫子市 H24.11.1～H25.1.23解禁：八千代市 H24.11.1～H25.1.23解禁：船橋市 H24.11.1～H25.1.23解禁：三山町
水産物	タケノコ	H23.10.1～：君津市 H23.10.1～H26.10.14～解禁：君津市(ただし、県の定める管理計画に基づき審査される唐木シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外。) H23.11.5～：夷隅町 H23.12.25～H26.10.14～解禁：君津市 H24.2.25～H26.1.25～解禁：君津市(ただし、県の定める管理計画に基づき審査される唐木シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外。) H24.4.10～H25.4.19～解禁：君津市
	唐木シイタケ(露地栽培)	H24.4.10～H25.4.19～解禁：君津市 (H24.4.10～H25.4.19～解禁：君津市(ただし、県の定める管理計画に基づき審査される唐木シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外。))
水産物	ギンブナ	H24.7.8～：寒川地区及び厚岸地区に流入する厚岸川(支流を含む。)、厚岸川(支流を含む。)
	コイ	H24.7.8～：寒川地区及び厚岸地区に流入する厚岸川(支流を含む。)、厚岸川(支流を含む。)
	ワナギ	H26.11.2～：千葉県内の阿賀川のうち利根川の下流(支流を含む。)ただし、利根川水堀場及び印旛水門の上流、利根川用水第一排水機場の下流、八街市、佐和間並びに印旛浦及び印旛浦東に面する区域(支流を含む。)は出荷制限の対象から除外。
肉	イノシシの肉	H24.11.5～H25.1.18～解禁：金城(県の定める出荷・検査方針に基づき審査されるイノシシの肉を除く。)
その他	茶	H23.2.2～H24.8.19解禁：大網白里町 H23.7.4～H24.5.21解禁：勝浦市 H23.8.2～H24.5.25解禁：八街市 H23.8.2～H24.5.28解禁：野田市、富津市、山武市 H23.8.2～H25.3.19解禁：成田市
神奈川県		出荷制限
その他	茶	H23.6.8～H29.8解禁：南足柄市 H23.6.8～H29.8解禁：伊勢原市、山北町 H23.8.2～H10.14解禁：愛川町、清川町 H23.8.2～H29.8解禁：秦野市 H23.8.27～H10.26解禁：伊豆井町 H23.8.27～H11.10解禁：小田原市 H23.8.2～H24.10.19解禁：湯河原町
新潟県		出荷制限
農産物	コシアブラ(野生のものに限り。)	H29.9.8～：魚沼市、南魚沼
	クマの肉	H24.11.8～：金城(金城及び東島精村を除く。)
山形県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限り。)	H24.10.28～：富士吉田市、寄生町口精村、黒川村
長野県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限り。)	H24.9.29～：飯井沢町、御代田町 H24.10.1～：小淵沢、南牧村(マツタケを除く。) H24.10.1～：中条町、南牧村(マツタケを除く。) H24.10.1～：中条町、南牧村(マツタケを除く。) H24.10.1～：中条町、南牧村(マツタケを除く。) H24.10.1～：中条町、南牧村(マツタケを除く。) H25.1.1～H27.1.20解禁：小諸市、(マツタケを除く。) H25.10.21～H27.11.20解禁：佐久市(マツタケを除く。) H25.10.21～H27.11.20解禁：佐久市(マツタケを除く。)
	コシアブラ	H24.5.2～：魚沼市、飯井沢町 H24.5.2～：中条町、南牧村(マツタケを除く。) H27.8.2～：木島平村
肉	シカの肉	H26.12.7～：飯井沢町 H26.12.7～H29.12.7～解禁：魚沼市(県の定める出荷・検査方針に基づき物理されるシカの肉を除く。)
静岡県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限り。)	H24.11.6～：御殿場市、小山町 H26.10.3～：富士宮市、富士市 H26.10.7～：裾野市

※ の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する摂取制限の指示の実績・平成29年12月13日現在

福島県	摂取制限
H23.3.23～ 下記の地域以外	
	H23.3.23～5.4解除：白河市、いわき市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鶴川村
	H23.3.23～5.11解除：会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村
	H23.3.23～5.25解除：新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋紳、原町区高倉字七曲、原町区高倉字木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。）
	H23.3.23～6.1解除：郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村
非結球性葉菜類(ホウレンソウ、コマツナ等)	H23.3.23～6.23解除：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）、大玉村
	H23.3.23～11.4解除：広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）
	H23.3.23～H25.3.29解除：田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）
	H23.3.23～H27.2.18解除：柏葉町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）
	南相馬市（平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋紳、原町区高倉字七曲、原町区高倉字木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。）、川俣町（山木屋の区域に限る。）、葛尾村（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）
	H23.3.23～H29.3.14解除：富岡町（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、大熊町（平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、浪江町（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、飯舘村（平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）
H23.3.23～ 下記の地域以外	
	H23.3.23～4.27解除：会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村
	H23.3.23～5.4解除：郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、いわき市、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村
	H23.3.23～5.11解除：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）、大玉村、白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鶴川村
	H23.3.23～5.25解除：新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋紳、原町区高倉字七曲、原町区高倉字木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。）、川俣町（山木屋の区域に限る。）、葛尾村（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）
	H23.3.23～H29.3.14解除：富岡町（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、大熊町（平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、浪江町（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、飯舘村（平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）
結球性葉菜類(キャベツ等)	H23.3.23～10.28解除：広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）
	H23.3.23～H25.3.29解除：田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）
	H23.3.23～H27.2.18解除：柏葉町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）
	南相馬市（平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋紳、原町区高倉字七曲、原町区高倉字木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。）、川俣町（山木屋の区域に限る。）、葛尾村（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）
	H23.3.23～H29.3.14解除：富岡町（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、大熊町（平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、浪江町（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、飯舘村（平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）
H23.3.23～ 下記の地域以外	
	H23.3.23～4.27解除：白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鶴川村
	H23.3.23～5.4解除：いわき市
	H23.3.23～5.11解除：郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村
	H23.3.23～5.18解除：会津若松市、磐梯町、猪苗代町、喜多方市、北塩原村、西会津町、会津美里町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和町、南会津町、下郷町、柏葉岐村、只見町
	新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋紳、原町区高倉字七曲、原町区高倉字木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。）、福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）、及び大玉村
	H23.3.23～10.28解除：広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）
	H23.3.23～H25.3.29解除：田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）
	H23.3.23～H27.2.18解除：柏葉町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）
	南相馬市（平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋紳、原町区高倉字七曲、原町区高倉字木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。）、川俣町（山木屋の区域に限る。）、葛尾村（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）
	H23.3.23～H29.3.14解除：富岡町（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、大熊町（平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、浪江町（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、飯舘村（平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）
アブラナ科の花蕾類(ブロッコリー、カリフラワー等)	H23.4.13～：飯舘村
	H23.9.6～：棚倉町（※菌根菌に属する野生キノコに限る）
キノコ類(野生のものに限る。)	H23.9.15～：いわき市、棚倉町
	H23.9.20～：南相馬市
水産物	イカナゴの稚魚 ヤマメ(養殖を除く。)
	H23.4.20～H24.6.22解除：全域 H24.3.29～：新田川(支流を含む。)
肉	イノシシの肉
	H23.11.9～：相馬市、南相馬市、広野町、柏葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、川内村、葛尾村、飯舘村 H23.11.25～：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村

※□の箇所は摂取制限の対象